

【 手術 】

76 下肢静脈瘤血管内焼灼術における血管造影用シースイントロデューサーセットの算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

K617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術における次の血管造影用シースイントロデューサーセットの算定は、原則として認められない。

- (1) 血管造影用シースイントロデューサーセット③選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）
- (2) 血管造影用シースイントロデューサーセット④大動脈用ステントグラフト用
- (3) 血管造影用シースイントロデューサーセット⑤遠位端可動型

なお、血管造影用シースイントロデューサーセット①一般用については、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

血管造影用シースイントロデューサーセットの選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）、大動脈用ステントグラフト用及び遠位端可動型については、厚生労働省通知^{*}にそれぞれ次のとおり示されており、K617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術におけるこれらの材料の算定は、原則として認められないと判断した。

選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）

主として、心房・心室の検査において使用するものであること。

大動脈用ステントグラフト用

大動脈用ステントグラフトを留置する際に使用するものであること。

遠位端可動型

心臓カテーテルを経皮的に心房・心室に挿入するために使用するものであること。

(※) 特定保険医療材料の定義について